

新潟県公安委員会規則第12号

行列行進、集団示威運動に関する条例の運用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年7月19日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

行列行進、集団示威運動に関する条例の運用に関する規則の一部を改正する規則

行列行進、集団示威運動に関する条例の運用に関する規則（昭和38年新潟県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(許可を要しない行為)</u></p> <p>第2条 <u>条例第1条第2項及び第7条に定めるもののほか、次に掲げるものは、条例第1条第1項の許可を要しない。</u></p> <p>(1) <u>祭礼行事、パレードその他これらに類する催し物として行うもの</u></p> <p>(2) <u>商業宣伝として行うもの</u></p> <p>(3) <u>国、地方公共団体等の職務として行うもの</u></p> <p>第3条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(許可申請の経由)</u></p> <p>第4条 <u>条例第2条の規定による許可申請は、行列行進又は集団示威運動を行なおうとする場所を管轄する警察署の署長（2以上の警察署の管轄区域にわたる行列行進又は集団示威運動にあつては、そのいずれかの警察署の署長。以下「署長」という。）が受理するものとする。</u></p> <p><u>2 署長は、前項の許可申請書を受理したときは、直ちに意見を付して公安委員会に進達するものとする。</u></p> <p>第5条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(委任規定)</u></p> <p>第6条 <u>この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、新潟県警察本部長が定める。</u></p> <p>様式第1号 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第4条 <u>削除</u></p> <p>第5条 (略)</p> <p>様式第1号 <u>(第2条関係)</u> (略)</p>

附 則

この規則は、令和6年9月1日から施行する。